

**全国マンション管理組合連合会（穠山精吾会長）所属の日本住宅管理
組合協議会（日住協、穠山精吾会長）による役員派遣事業について**
(日住協のホームページより)

NPO 日住協の「訪問相談」「相談役・顧問・役員等派遣事業」のご案内

NPO 日住協では、平成24年1月から、マンション管理組合の運営をサポートする事業を開始しました。NPO 日住協の役員、及び昨年秋に実施した派遣専門家育成講座を修了したマンション管理士等の資格を持つスタッフが管理組合からの要望に応じて、あなたの管理組合の相談役や顧問等、あるいは役員として派遣、管理組合運営をお手伝いします。

この事業の目的は、あくまでも管理組合の自立的運営をサポートするのが目的ですので、一時的・臨時的に派遣されるものです。従って、目的が達成されたと判断した段階で、派遣は終了となります。その点で、管理組合運営をマンション管理士、管理会社等が担う、いわゆる「第三者管理」とは性格が異なっています。

また、管理組合運営について、個別に発生した問題を相談するための「訪問相談」も併せて実施しています。

これはあなたの管理組合に、日住協のスタッフが訪問して相談に応じるものです。

派遣事業の内容、利用料金

1. 相談役、顧問

理事会の運営、議案の作成、議長の議事運営、議事録の作成などについて、相談に応じ、指導します。月1回の理事会に出席する場合、1カ月2万円(交通費は別途)、非会員は3万円(別途交通費) 臨時に、管理組合を訪問して、相談に応ずる場合は、1回1万円(別途交通費)となります。

2. 事務長

理事会案内の作成、理事会議題、議案の原案作成、理事会議事録の原案作成など管理組合運営のサポートを行います。週1回の出勤(3時間以内)と月1回の理事会出席の場合、1カ月5万円(戸数100戸以下、別途交通費)。100戸以上は7万円(別途交通費)。但し、非会員は、それぞれ7万円、10万円(別途交通費)となります。

3. 理事長、監事

現在検討中です。

4. 訪問相談

相談員が直接、管理組合を訪問して、相談に応じます。理事会運営、総会運営、その他の相談が対象です。料金は1回、3時間以内で、1万円(別途交通費)。

まずは、お電話ください。あなたの管理組合を訪問して、適切な派遣形態についてご相談に応じます。この相談料は、無料です。